

○田川地区消防本部組織規則

〔平成 19 年 3 月 27 日〕
組 合 規 則 第 6 号

改正 平成 20 年 8 月 21 日組合規則第 4 号 平成 27 年 3 月 18 日組合規則第 2 号
平成 29 年 8 月 22 日組合規則第 6 号

田川地区消防本部組織規則（昭和 47 年規則第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、田川地区消防本部（以下、「消防本部」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 消防本部の事務を分掌させるため、次の課及び係を置く。

課	係
総務課	総務係
予防課	予防係、危険物係
警防課	警防係、地域防災係
指令課	指令係

（事務分掌）

第 3 条 前条の課及び係の事務分掌は、別表のとおりとする。

（次長）

第 4 条 消防本部に次長を置く。

2 次長は、消防長を補佐するとともに職員の担任する事務を監督する。

（課長等）

第 5 条 第 2 条の課に課長を、係に係長を置く。

2 必要に応じ課に課長補佐を、係に主査、主任及び係員を置くことができる。

3 課長は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 課長補佐、係長、主査及び主任は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

5 係員は、上司の命を受けて分担事務に従事する。

（委任）

第 6 条 この規則の定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年組合規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年組合規則第 2 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年組合規則第 6 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

消 防 本 部 事 務 分 掌

総務課

総務係

- 1 消防本部の公印の管理に関する事。
- 2 消防庁舎に関する事。
- 3 消防長会等の事務全般に関する事。
- 4 消防年報に関する事。
- 5 消防組合管理課、会計管理者及び消防本部各課との連絡調整に関する事。
- 6 消防職員の任免、給与、分限及び懲戒に関する事。
- 7 消防職員の服務規律に関する事。
- 8 消防職員の勤務評定及び表彰に関する事。
- 9 消防職員の教養、監察に関する事。
- 10 消防職員委員会に関する事。
- 11 物品の購入補助に関する事。
- 12 課の庶務に関する事。

予防課

予防係

- 1 火災予防思想の普及啓発に関する事。
- 2 幼少年婦人防火委員会に関する事。
- 3 防火管理者資格講習に関する事。
- 4 建築確認等の同意に関する事。
- 5 防火対象物の消防用設備等に関する規定の整備及び指導に関する事。
- 6 防火対象物の査察等に関する事。
- 7 火災予防のための条例、規則及び規程等の整備に関する事。
- 8 防火対象物の定期点検報告に関する事。
- 9 防火対象物の措置命令に関する事。
- 10 消防法令適合通知書及び防災表示者認定に関する事。
- 11 防火相談等の処理、指導に関する事。
- 12 防火対象物の統計に関する事。
- 13 防火管理の指導に関する事。
- 14 火災調査に関する事。
- 15 火災統計に関する事。
- 16 火災調査技術の研究、教養に関する事。
- 17 特殊災害の調査に関する事。
- 18 火災調査のための規則及び規程の整備に関する事。
- 19 火災等の協力者表彰に関する事。
- 20 物品の購入補助に関する事。
- 21 課の庶務に関する事。

危険物係

- 1 危険物製造所等の許認可及び指導取締りに関すること。
- 2 予防規程の認可に関すること。
- 3 仮貯蔵、仮取扱い及び仮使用の承認に関すること。
- 4 危険物各種届出に関すること。
- 5 危険物関係手数料に関すること。
- 6 危険物の違反措置に関すること。
- 7 液化性石油ガスその他高圧ガスに関すること。
- 8 危険物統計に関すること。
- 9 危険物漏洩事故等の調査に関すること。
- 10 危険物に関する規則、規程等の整備に関すること。
- 11 物品の購入補助に関すること。
- 12 防災協力団体に関すること。

警防課

警防係

- 1 消防団及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 警防技術等の教養訓練の計画及び指導等に関すること。
- 3 消防業務監察に関すること。
- 4 警防関係の規程等の整備に関すること。
- 5 警防隊出動計画に関すること。
- 6 圧縮空気製造所に関すること。
- 7 消防施設の整備に関すること。
- 8 消防車両、機械器具及び備品等の維持管理及び修理車検に関すること。
- 9 消防車両、機械器具の配置運用に関すること。
- 10 消防車両、機械器具の取扱い指導に関すること。
- 11 消防機械器具の改善及び研究に関すること。
- 12 各種災害用資機材の整備、配置に関すること。
- 13 車両の安全運転教育及び事故処理に関すること。
- 14 車両の任意保険に関すること。
- 15 救急に関する機関及び団体との連絡調整に関すること。
- 16 救急、救助年報に関すること。
- 17 救急、救助に関する規程等の整備に関すること。
- 18 救急、救助に関する教養訓練の計画立案に関すること。
- 19 救急対策に関すること。
- 20 救急装備、救急資機材の備蓄に関すること。
- 21 救急技術の研究、教養に関すること。
- 22 救急法の指導要領に関すること。
- 23 市町村消防計画に関すること。
- 24 消防組合消防計画に関すること。

- 25 消防相互応援協定に関する事。
- 26 市街地等の危険度判定に関する事。
- 27 他の機関との合同防災訓練等の計画立案に関する事。
- 28 自衛消防隊及び自主防災組織に関する事。
- 29 物品の購入補助に関する事。
- 30 課の庶務に関する事。

地域防災係

- 1 田川地区消防相互応援協定に関する事
- 2 田川地区住民の防災意識の向上に関する事
- 3 田川地区消防団との連絡調整に関する事
- 4 田川地区消防団本部分団連絡会との連絡調整に関する事
- 5 田川地区消防団の訓練に関する事

指令課

指令係

- 1 火災、救急その他災害の受付及び警防隊の出動指令に関する事。
- 2 消防通信の運用及び統制に関する事。
- 3 消防支援情報保守業務に関する事。
- 4 消防通信施設の操作、取扱い及び整備技術の指導に関する事。
- 5 災害情報に関する事。
- 6 気象情報に関する事。
- 7 応援協定指令及び運用に関する事。
- 8 消防通信施設の整備に関する事。
- 9 通信に関する規程等の整備に関する事。
- 10 物品の購入補助に関する事。
- 11 課の庶務に関する事。
- 12 その他通信指令に関する事。